一般財団法人岡山県交通安全協会定款

第１章　　総　則

（名　称）

第１条　この法人は、一般財団法人岡山県交通安全協会と称する。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を岡山県岡山市に置く。

第２章　　目的及び事業

（目　的）

第３条　この法人は、交通事故防止、交通安全啓発活動に関する事業及び交通の安全と円滑に関する事業並びに優秀な自動車運転者の育成等に関する事業を行い、県民の交通安全意識の高揚と交通秩序の確立を図り、安全で快適な交通社会の実現に寄与することを目的とする。

（事　業）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

（１）交通事故防止、交通安全啓発活動等に関する事業

（２）岡山県交通安全活動推進センターに関する事業

（３）岡山県公安委員会及び岡山県が委託する各種の講習、窓口業務並びに交通の安全と円滑等に関する事業

（４）各地区交通安全協会が委託する会費収納等に関する事業

（５）岡山県収入証紙の売りさばきに関する事業

（６）自動車運転者の育成及び自動車運転教習等に関する事業

（７）その他この法人の目的の達成に必要な事業

２　前項各号の事業は、岡山県において行うものとする。

３　この法人は、第１項第１号の事業に賛同する法人又は個人等（以下「会員」という。）から寄附金等の申出があった場合は、受納することができる。

第３章　　資産及び会計

（剰余金の処分制限）

第５条　この法人は、剰余金の分配を行うことはできない。

（残余財産の帰属）

第６条　この法人が、清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成１８年法律第４９号。）第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（事業年度）

第７条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わるもの

とする。

（事業計画及び収支予算）

第８条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

２　会長は、前項の書類については、同項の規定による理事会の承認を受けた後、速やかに評議員全員に対して書面をもって通知するものとする。

３　第１項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

（事業報告及び決算）

第９条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後３箇月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（１）　事業報告

（２）　事業報告の附属明細書

（３）　公益目的支出計画実施報告書

（４）　貸借対照表

（５）　損益計算書（正味財産増減計算書）

（６）　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号から第３号までの書類については定時評議員会にその内容を報告し、第４号から第６号までの書類については、定時評議員会の承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に５年間備え置くものとする。

４　定款については、主たる事務所に備え置くものとする。

５　貸借対照表は、定時評議員会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

６　前項の公告は、当該公告の開始後１年を経過する日までとする。

第４章　評議員

（評議員の定数）

第10条　この法人に、評議員５名以上１０名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第11条　評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成１８年法律第４８号。以下「一般社団・財団法人法」という。）第１７９条から第１９５条までの規定に従い、評議員会の決議をもって行う。

（評議員の資格）

第12条　一般社団・財団法人法第１７３条で準用する同法第６５条第１項に規定する者は、評議員となることができない。

２　評議員は、この法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができ

ない。

（評議員の任期）

第 13 条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。また、再任を妨げない。

２　前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

３　評議員は、第１０条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第 14 条　評議員は無報酬とする。ただし、会議等へ出席した評議員に対しては、１日当たり２万円を超えない範囲内で評議員会で別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を日当として支給することができる。

２　前項の規定にかかわらず、評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第 5 章　　評議員会

（構　成）

第 15 条　評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権　限）

第 16 条　評議員会は、次の事項について決議する。

（１）　評議員、理事及び監事の選任及び解任

（２）　理事及び監事の報酬等の額

（３）　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認

（４）　定款の変更

（５）　残余財産の帰属の決定

（６）　事業の全部の譲渡

（７）　その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開　催）

第 17 条　評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後３箇月以内に１回開催するほか、臨時評議員会として必要がある場合に開催する。

（招　集）

第 18 条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

２　評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（招集通知）

第 19 条　会長は、評議員会の開催日の３日前までに、評議員に対して会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

ただし、評議員全員の同意がある場合には、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができる。

（議　長）

第 20 条　評議員会の議長は、出席評議員の中から互選で選ぶ。

（決　議）

第 21 条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（１）　監事の解任

（２）　定款の変更

（３）　役員の損害賠償責任の一部免除

（４）　その他法令で定められた事項

３　評議員、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。

（決議の省略）

第 22 条　理事が、評議員会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

２　前項の規定により評議員会の決議があったものとみなされた日から１０年間、同項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

（報告の省略）

第 23 条　理事が評議員の全員に対して、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、評議員全員が当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

（議事録）

第 24 条　評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

２　議事録には、議長及び議長が出席した評議員のうちから指名した議事録署名人が、これに記名押印するものとする。

３　第１項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に１０年間備え置かなければならない。

第 6 章　役　員

（役員の設置）
第25条　この法人に、次の役員を置く。
（１）理事　　１５名以上２５名以内
（２）監事　　３名以内
２　理事のうち１名を会長とし、会長以外の理事のうち各１名を副会長、専務理事、常任理事とすることができる。
３　前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第１９７条で準用する同法第９１条第１項第２号に規定する業務執行理事（理事会の決議により法人の業務を執行する理事として選定された理事をいう。以下同じ。）とする。
（理事の構成）
第 26 条　理事のうち、理事のいずれか１名とその配偶者又は３親等内の親族その他法令で定める密接な関係にあるものである理事の合計数は、理事の総数の３分の 1 を超えてはならない。
（役員の選任等）
第27条　役員は、評議員会の決議によって選任する。
２　会長、副会長、専務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
３　監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
４　理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、一般社団・財団法人法第１７７条で準用する同法第７２条により、監事（監事が二人以上ある場合にあっては、その過半数）の同意を得なければならない。
（役員の資格）
第 28 条　一般社団・財団法人法第１７７条で準用する同法第６５条第１項に規定する者は、役員となることができない。
（理事の職務及び権限）
第 29 条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
２　会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
３　副会長は、会長の指揮を受けた事案について、会長を補佐する。
４　専務理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、会長の指揮を受けてこの法人の業務を執行する。
５　常任理事は、この法人の業務全般について専務理事を補佐する。
６　会長、専務理事は、毎事業年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
（監事の職務及び権限）
第 30 条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報

告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

（役員の任期）

第 31 条　役員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　前項の規定にかかわらず任期の満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

３　役員は、第２５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

４　会長が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した会長は、新たに選任された会長が就任するまで、なお会長としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第 32 条　役員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議により、当該役員を解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の３分の２以上の議決に基づいて行わなければならない。

（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

（役員の報酬等）

第 33 条　役員は無報酬とする。ただし、会議等へ出席した非常勤役員に対しては、１日当たり２万円を超えない範囲内で評議員会で別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を日当として支給することができる。

２　前項の規定にかかわらず、常勤の理事の報酬は、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

３　前２項の規定にかかわらず、役員にはその職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第 7 章　　理事会

（構　成）

第 34 条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権　限）

第 35 条　理事会は、次の職務を行う。

（１）この法人の業務執行の決定

（２）理事の職務の執行の監督

（３）会長、副会長、専務理事及び常任理事の選定及び解職

（４）その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（招　集）

第 36 条　理事会は、会長が招集する。
２　理事会を招集しようとするときは、会長は、理事会の開催日の３日前までに、各役員に対し、理事会の目的である事項並びに日時及び場所、その他必要な事項を通知しなければならない。
３　会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長が理事会を招集する。
（議　長）
第 37 条　理事会の議長は、会長とする。
２　会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長が理事会の議長となる。
（決　議）
第 38 条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
（決議の省略）
第 39 条　この法人は、前条の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第１９７条において準用する同法第９６条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案に異議を述べたときはこの限りでない。
（報告の省略）
第 40 条　理事又は監事が役員の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、当該事項の理事会への報告を省略することができる。
２　前項の規定は、第２９条第６項の規定による報告については、適用しない。
（議事録）
第 41 条　理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
２　出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、会長の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。
３　第１項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に１０年間備え置かなければならない。第３９条の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

第 8 章　定款の変更及び解散

（定款の変更）
第 42 条　この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
２　前項の規定は、この定款の第３条、第４条及び第１１条についても適用する。
（解　散）
第 43 条　この法人は、一般社団・財団法人法第２０２条に規定する事由及びその他法令で定められた事由により解散する。

第 9 章　公告の方法

（公告の方法）
第 44 条　この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法に

より行う。

第 １０ 章　　事務局等及び備置き帳簿等

（事務局等）

第 45 条　この法人の事務を処理するために事務局、安全運転学校、事業局及び支所等（以下「事務局等」という。）を設置する。

２　事務局等には、所要の職員を置き、職員の任免は会長が行う。ただし、重要な職員の任免には、理事会の決議を要する。

３　事務局等の組織に関する重要事項及び一般社団・財団法人法第９０条第４項第４号に該当するものについては、会長が理事会の決議により別に定める。

４　前項に掲げるものを除き事務局等の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

（顧　問）

第 46 条　この法人に、任意の機関として、３名以内の顧問を置くことができる。

２　顧問は、次の職務を行う。

（１）　会長の相談に応じること。

（２）　理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

３　顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

４　顧問の報酬は、無償とする。

（備置き帳簿及び書類）

第 47 条　主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならない。

（１）　定款

（２）　理事会及び評議員会の議事に関する書類

（３）　事業報告及び計算書類等

（４）　監査報告

（５）　その他法令で定める帳簿及び書類

第 １１ 章　　補　則

第 48 条　この定款に定めるもののほか、この定款の施行について重要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附　則

１　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１８年法律第５０号。以下「整備法」という。）第１２１条第１項において読み替えて準用する同法第１０６条第１項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

２　整備法第１２１条第１項において読み替えて準用する同法第１０６条第１項に定

める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第７条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

３　この法人の最初の会長は、岡﨑　彬、専務理事は、藤岡　豊とする。４

この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

石川　三四
梶川　政文
秋田　健仁
新見　　健
石井　清裕
岡本　憲彦